

【資料5】

文京区議会申し合わせ事項 新旧対照表（案）

○ 二人以下会派の取扱いについて

改正案	現行
<p>一 委員会の所属について</p> <p>1 常任委員会及び特別委員会については、二人以下会派の希望を考慮しながら、各交渉会派間の調整の中で所属委員会を決定することとする。</p> <p>2 議会運営委員会については、交渉会派（3人以上）を対象としており、二人以下会派の議員は委員にならない。</p> <p>二 <u>予算審査特別委員会委員・決算審査特別委員会委員について</u> <u>予算審査特別委員会委員と決算審査特別委員会委員は、二人会派にあつては各委員会に1人ずつ所属することとし、一人会派にあつては各委員会の委員数の均衡が図られるよう一人会派間で調整の上、どちらか一方に所属することとする。</u></p> <p>三 各種附属機関の委員について あらかじめ、二人以下会派の参加希望の有無を確認した上で、役職指定を除いた全委員数を各会派人員に応じて比例配分することとする。</p> <p>四 <u>控室について</u> <u>各交渉会派間の調整の中で決定することとする。</u></p> <p>五 議席及び全員協議会の席について 各交渉会派間の調整の中で決定することとする。</p>	<p>一 委員会の所属について</p> <p>1 常任委員会及び特別委員会については、二人以下会派の希望を考慮しながら、各交渉会派間の調整の中で所属委員会を決定することとする。</p> <p>2 議会運営委員会については、交渉会派（3人以上）を対象としており、二人以下会派の議員は委員にならない。</p> <p>二 <u>予算委員・決算委員について</u> <u>予算委員と決算委員は、二人会派にあつては各委員会に1人ずつ所属することとし、一人会派にあつては各委員会の委員数の均衡が図られるよう一人会派間で調整の上、どちらか一方に所属することとする。</u></p> <p>三 各種附属機関の委員について あらかじめ、二人以下会派の参加希望の有無を確認した上で、役職指定を除いた全委員数を各会派人員に応じて比例配分することとする。</p> <p>四 <u>控室について</u> <u>二人以下会派議員の総数が4人という現在の状況を考慮し、控室は1室を共同で使用することとする。ただし、今後、二人以下会派議員の数が増えたときは、この取扱いについて改めて協議することとする。</u></p> <p>五 議席及び全員協議会の席について 各交渉会派間の調整の中で決定することとする。</p>